

看護休暇規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 29 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、上智学院就業規則及び諸規程に基づき、学院の教員及び職員（以下、「教職員」という。）の看護休暇に関する事項について定める。

(対象者)

第 2 条 小学校就学前の子を養育する教職員は、病気、けがをした子の看護のため、又は子の予防接種、健康診断のために、申出により看護休暇を取得できるものとする。

2 前項にかかわらず、労使協定に基づき、次のいずれかに該当する教職員は看護休暇を取得することができない。

(1) 申出時点で引続き雇用された期間が 6 ヶ月に満たない者

(2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者

(取得日数)

第 3 条 看護休暇の取得は、1 日又は半日（所定労働時間の 2 分の 1）を単位として 1 年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）につき子が 1 人であれば年 5 日間、2 人以上であれば年 10 日間を限度とする。ただし、所定労働時間が 4 時間以下の教職員については、半日単位での取得は適用しない。また、労使協定で定めた場合には、半日の単位を変更する場合がある。

(給与)

第 4 条 看護休暇中の賃金は無給とし、給与規程第 6 条に定める給与の減額を行う。

(手続き)

第 5 条 看護休暇の取得を希望する者は、所属長を経て学院に申し出なければならない。

2 学院は、必要に応じて前項の申し出に関する証明書等の提出を求めることができる。

(ハラスメントの防止)

第 6 条 すべての教職員は第 1 条から第 5 条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する教職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 前項の言動を行った疑いのある教職員に対しては、ハラスメント防止等に関する規程及び就業規則に基づき、厳正に対処する。

附 則

この規程は、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2017 年（平成 29 年）1 月 1 日から改正、施行する。